

特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針等について（検討会報告書）【概要】

【経緯】

平成 25 年 12 月 4 日 **消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の成立**（平成 25 年 12 月 11 日公布 3 年以内に施行）

附則第 3 条 政府は、この法律の趣旨にのっとり、**特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策**について、**事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【検討会の開催】

平成 26 年 5 月から平成 27 年 3 月まで「**特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会**」を開催（計 13 回実施）

座長：升田 純氏（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）

学識経験者、消費者団体関係者、経済団体関係者、弁護士、会計専門家で構成

【今後の予定】

- ・**施行令・施行規則・ガイドラインの案の作成**
- ・パブリックコメント手続の実施

【主な事項】

特定適格消費者団体の認定要件	濫訴等の禁止	特定適格消費者団体の報酬・費用の基準
<p>次の要件などを満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者契約法における差止請求関係業務を相当期間（2年以上）継続して適正に行っている実績があること (2) 被害回復関係業務に関連して、必要な人員・物品が確保されていること (3) 被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること (既に債務超過に陥っている場合や、これが確実に予見される場合は、要件を満たさない。) (4) 業務規程に、被害回復関係業務の公正な実施の確保に関する事項が規定されていること <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理・秘密保持 ・財産管理の方法 ・第三者に業務委託する場合の費用の公表等 ・授権した者の意思を確認するための方法 など 	<p>「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合の具体的内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者の利益の擁護を図る目的がない場合 (自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など) <事例> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、嫌がらせのために、訴えを提起する場合 ・合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって和解をする場合 (2) 当該共通義務確認の訴えが、 <ul style="list-style-type: none"> ・却下又は棄却されることが明らかなきときであり、かつ、 ・特定適格消費者団体がこれを知りながら、特段の根拠なくあえて訴えを提起する場合 <事例> <ul style="list-style-type: none"> 事業者がリコールを講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合 	<p>(1) <u>手続参加のための費用負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権届出までに要した費用は、消費者の納得が得られるよう、適切な範囲で、授権をした消費者全員で負担 (特定適格消費者団体は、業務の効率化により、債権届出までに要した費用の低減に努める。) ・特定適格消費者団体は、授権に際し、消費者に以下を説明 <ul style="list-style-type: none"> 債権届出までに要した費用の金額・その内訳 授権を受ける見込みの人数 個々の消費者に負担を求める手続参加のための費用の金額 回収できる金額の見込み 回収があった場合の報酬の額等 回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、追加負担は生じないこと <p>(2) <u>債権届出より後の報酬・費用の負担</u></p> <p>常に回収額の 50% 超は消費者の取戻分とし、回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って、消費者の取戻分を増加させることが必要 (消費者は回収額の 50% 未満の適切な範囲内で報酬・費用を負担)</p> <p>(3) <u>報酬・費用の基準の作成</u></p> <p>特定適格消費者団体は、業務規程において、(1)及び(2)に従った報酬・費用の基準を作成</p>
<h3>監督</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・被害回復関係業務に係る書類の備置き・閲覧 ・不利益処分等について、報告徴求・立入検査、適合命令、改善命令、特定認定の取消しを選択 ・不利益処分等についてウェブサイトで公表 ・報酬・費用が不当なものでないかについて精査 (不適切な場合は、改善命令も) 	<h3>簡易確定手続申立団体が授権をしようとする消費者に説明する方法</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への分かりやすい説明（図表の活用など） ・消費者との個別の面談、電話、説明会の開催による方法 ・ウェブサイトの閲覧による方法も認めるが、消費者からの問合せ体制が整備されていることが必要 	